

## 産学連携に関する協定書（案）

日本大学生産工学部（以下「甲」という。）と一般社団法人白井工業団地協議会（以下「乙」という。）は、地域を中心とした産学連携活動を円滑に進めるため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

**第1条** 甲及び乙は、地域における産学連携活動を推進するため相互に協力し、もって地域の中小企業並びに地域社会の発展に貢献し、人材育成及び学術の振興等に寄与することを目的とする。

### （提携・協力事項等）

**第2条** 甲及び乙は、次に掲げる事項（以下「業務提携・協力事項」という。）について、提携・協力するものとする。

- (1) 企業からの技術等の相談対応に関すること
- (2) 企業等からの経営革新、技術開発及び商工農などの企業間連携など、共同研究等の推進に関すること
- (3) 大学発ベンチャーの推進・支援に関すること
- (4) インターンシップに係る学生の受入れに関すること
- (5) 学生と企業間の就職活動に係る取組みの推進に関すること
- (6) 調査、セミナー等への企画・実施に対する教員、学生、及び授業、研究会等への乙の会員やその傘下企業等の参画に関すること
- (7) その他産学連携活動に寄与する事項の推進に関すること

### （実施体制）

**第3条** 甲及び乙は、相互に業務提携・協力事項に関する窓口を設置し、協議・情報交換を行う。

### （費用負担）

**第4条** 第2条に定める提携・協力事項等の実施に関し、甲及び乙それぞれにおいて発生した費用については、原則としてそれぞれが自ら負担するものとする。ただし、産学連携・協力の観点から可能な限り相互に支援するよう努めなければならないものとする。

### （秘密保持義務）

**第5条** 甲及び乙は、業務提携・協力事項の実施に当たり知り得たすべての情報（公知となったものは除く。以下「秘密情報」という。）を第1条に規定する目的以外に使用してはならない。

- 2 甲及び乙は、秘密情報を相手方の書面による事前の同意なしに第三者へ漏洩又は開示してはならない。
- 3 本協定の終了後といえども、甲及び乙の秘密保持義務は消滅せず、当該情報が公知となった場合以外は、その秘密を保護しなければならない。
- 4 甲及び乙のいずれかが本協定に違反したときは、それによって損害を被った当事者は、その損害の賠償を請求することが出来る。

### （有効期間）

**第6条** 本協定の有効期間はその締結日から2020年3月31日までとする。なお、本協定終了日の30日以前に各当事者のいずれからも別段の意思表示がない場

合は、本協定は同一の条件で1年間更新するものとし、以後も同様とする。

**(協議事項)**

**第7条** 本協定に定めのない事項及び疑義のある事項については、その都度、甲乙間で誠意をもって協議の上、定める。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自1通を保有する。

2019年2月 日

千葉県習志野市泉町一丁目2番1号  
甲 日本大学生産工学部  
学部長 落合 実

千葉県白井市中98-17  
(白井市公民センター内)  
乙 一般社団法人白井工業団地協議会  
代表理事 野水俊夫